

≪建設工事関係≫ 様式4 資本関係及び人的関係確認書の記入方法

項目	記入要領
全体事項	該当がない場合でも提出してください。 本表は、申請日現在で作成してください。 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加してください。
該当の有無	該当する項目に「レ」を付して下さい。 該当する者が無い場合には、「該当なし」に「レ」を付して下さい。
親会社 (会社法第2条第4号の規定によるもの)	申請者の親会社について記入してください。 ※親会社は建設業者に限らず、持株会社、個人又は組合も記入の対象となります。 ※該当する親会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記入してください。
子会社 (会社法第2条第3号の規定によるもの)	申請者の子会社について記入してください。 ※子会社は上郡町の入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。 ※該当する子会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記入してください。
親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加有資格者	親会社を同じくする子会社を記入してください。 ※子会社は上郡町の入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。 ※該当する子会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記入してください。
役員の兼任	申請者の役員のうち、他の建設業者の役員を兼任している役員(以下「兼任役員」という。)について記入してください。 ※兼任役員の兼任先の記載対象は、建設業者(建設業法による建設業許可を受けている者)を記入してください。 ※申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記入しないでください。 ※該当する役員がいない場合には、氏名欄に「なし」と記入してください。
役員の兼任 －役職名	兼任役員の申請者における役職を記入してください。 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入してください。 ※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入して下さい。 例)代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入して下さい。 ※「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。
役員の兼任 －氏名	兼任役員の氏名を記入してください。 ※該当する役員がいない場合には、氏名欄に「なし」と記入してください。
役員の兼任 －兼任先での役職	兼任役員の兼任先における役職を記入してください。 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入してください。

	※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入して下さい。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※「取締役」には、社外取締役も含みますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入して下さい。 ※「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。
--	--

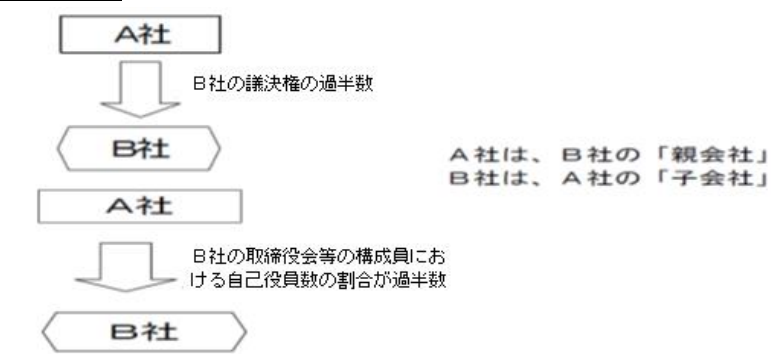
【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。
本様式に記入する親会社は建設業者に限らず、持株会社等も記入の対象となります。
本様式に記入する子会社は、上郡町の入札参加有資格者に限ります。

・会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社
第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

ケースⅠ（A、Bがいずれも建設業者の場合）



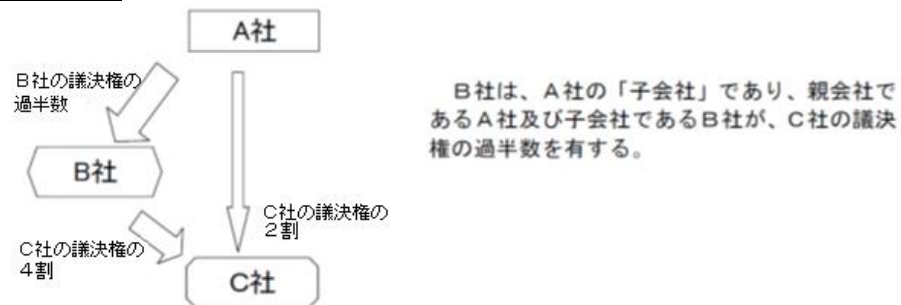
（資本関係及び人的関係確認書に記入する対象会社）
ケースⅠにおける資本関係及び人的関係確認書への記入について、
A社が申請する場合、資本関係及び人的関係確認書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社を記入します。
B社が申請する場合、資本関係及び人的関係確認書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄には何も記入しません。

上記を表にまとめると、次のようになります。
※以下、ケースⅡ、ケースⅢの表も同様の意味です。

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社
B社	A社	—

※親会社は建設業者に限らず持株会社等も記入の対象となります。

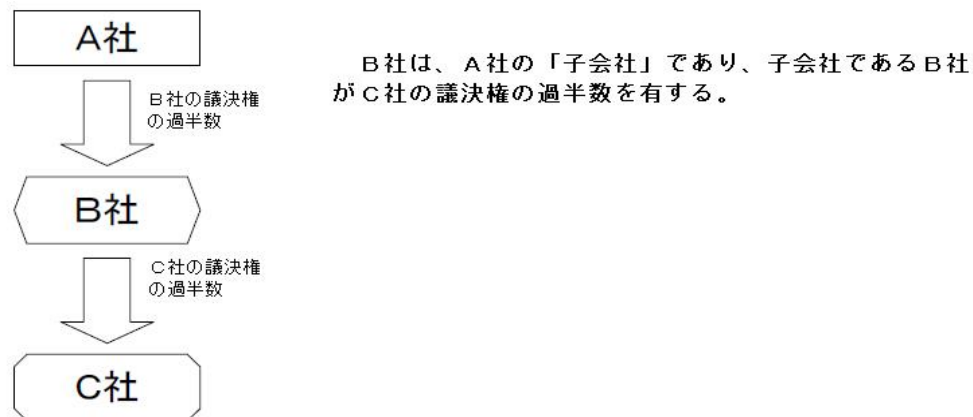
ケースⅡ (A, B, Cがいずれも建設業者の場合)



(資本関係及び人的関係確認書に記入する対象会社)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケースⅢ (A, B, Cがいずれも建設業者の場合)



(資本関係及び人的関係確認書に記入する対象会社)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

※上記ケース以外に他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約が存在する場合等、会社法第2条第3号及び第4号の親会社・子会社があれば、記入して下さい。

○役員の定義

- ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- ③ 会社更生法第67 条第1 項又は民事再生法第64 条第2 項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、記入の対象となります。記入の対象となる役員のみ、資本関係及び人的関係確認書に記入して下さい。

※「取締役」には、社外取締役も含みますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意して下さい。